

# 森林環境保全税の見直しに係る意見聴取結果について

森 林 保 全 課  
税 務 課

## 1 概要（県民周知及びパブリックコメントの実施状況）

平成20年3月31日に適用期間が終了する「森林環境保全税」の見直し（案）について、パブリックコメントや意見交換会等を実施し、広く県民から意見の聴取を行った。

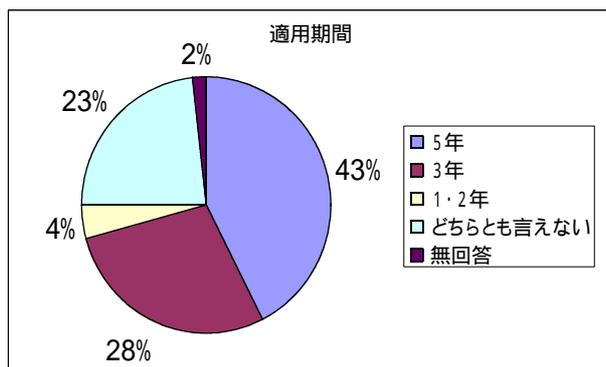
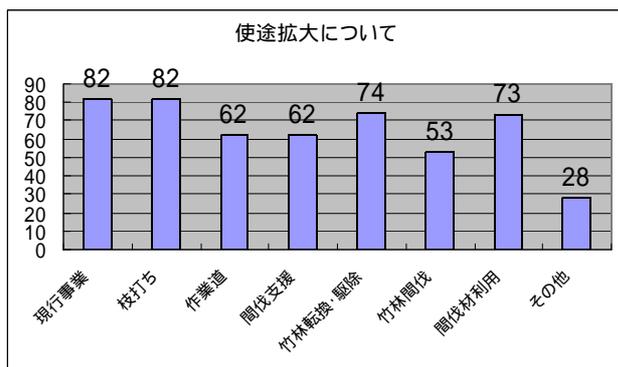
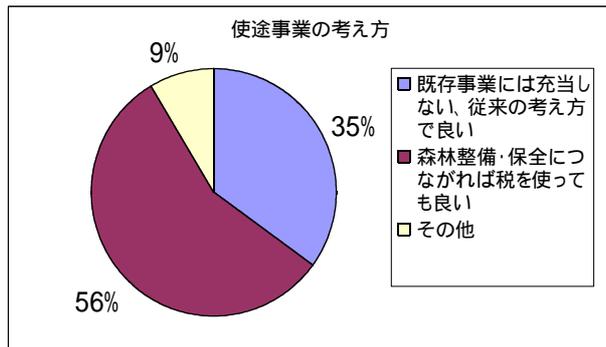
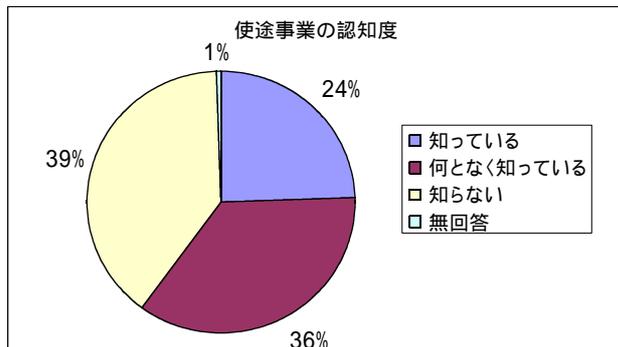
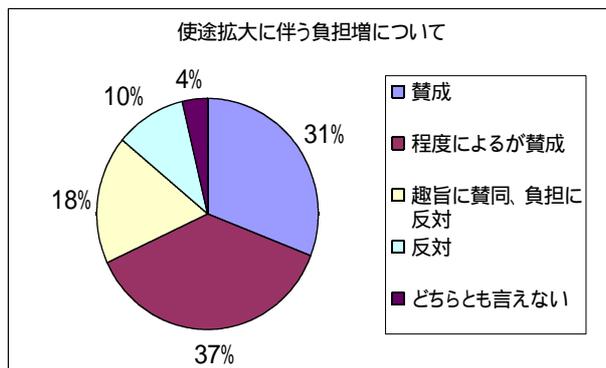
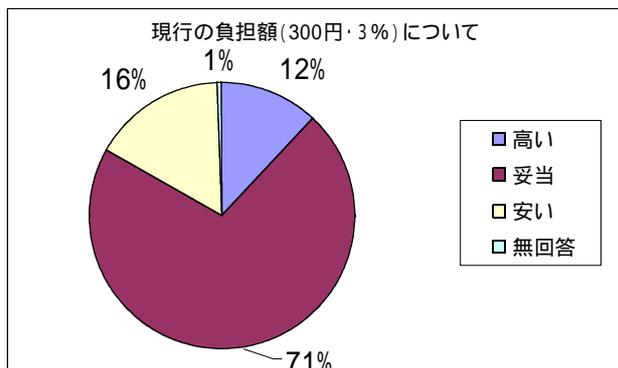
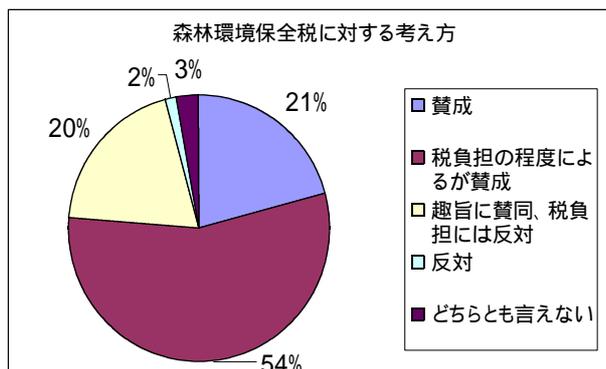
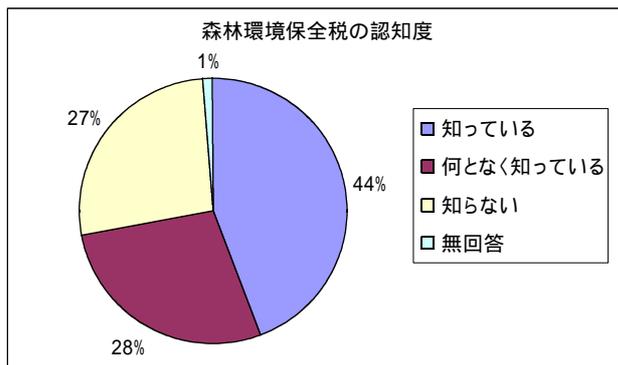
- (1) 新聞広告等掲載（3回）  
8月19日付、9月9日・25日付（意見交換会の追加開催案内等） 新日本海新聞
- (2) 県のホームページに掲載  
意見募集の開始日（8/17）から掲載
- (3) 県民室・総合事務所等にチラシを配置  
県民室、各総合事務所の県民局・農林局・県税局、各市町村
- (4) パブリックコメント等の実績

手 法	募集期間	応募者数 (出席者数)	意見件数	備 考
郵送、投函、メールなど	8月17日～9月30日	50	135	
意見交換会	8月22日～9月2日	90	74	県内5カ所
〃 (追加開催)	9月26日～9月28日	34	42	県内3カ所
電子アンケート	8月16日～9月7日	188	(次頁参照)	
合 計		362	251	

## 2 見直し（案）に対する主な意見

- (1) 課税・税率等に対する意見 72件
  - 「賛成」「より引き上げるべき」との意見が28件と、「現行維持」「税を廃止すべき」との意見の14件を上回った。また、提案として、「国の制度とすべき」などの意見が寄せられた。
  - ・ 賛 成 22件
  - ・ より引き上げるべき 6件
  - ・ 現行維持（引き上げに反対） 12件
  - ・ 廃止すべき 2件
  - ・ 国税として徴収し交付金で配分するなど、国の制度としてはどうか 6件
  - ・ 地下水を汲み上げ商品として販売している企業等により課税すべき 5件
  - ・ 森林荒廃の責任は国にあり負担を国に求めるべき 2件
- (2) 税収使途に対する意見 114件
  - 使途拡大についての反対意見は少なく、「より拡大すべき」との意見が多かった。使途拡大の提案としては、担い手の育成という意見が多かった。
  - 使途拡大について
    - ・ 賛 成 10件
    - ・ より拡大すべき 58件
      - 担い手対策 16件 間伐については普通林も対象とすべき 5件
      - 間伐材の利用拡大、持ち出し支援 7件 里山対策 5件
      - 竹林対策の継続的支援（3～5年） 7件 ナラ枯れ対策 5件
      - その他、枝打ち、街路樹整備、境界確定、鳥獣対策、試験研究等の提案あり
  - ・ 反 対 4件
    - 個人負担の軽減は、林業経営者の個人所得になるだけで公益的機能の保全に結びつかない 1件
    - 人工林対策は、森林所有者の責任で行うべき 1件
    - 使途を拡大せず、現行制度のとおり間伐に絞って進めるべき 2件
- (3) その他 65件
  - ・ 制度普及、広報が必要 20件
  - ・ 実績の情報公開 10件
  - ・ 税の適正運用 7件
  - ・ 森林の荒廃は、国の森林・林業政策等が原因 6件
  - ・ 採択要件（特に面積要件）の緩和 4件

### 3 電子アンケートの結果概要について



#### 提出された主な自由意見について

パブリックコメントで寄せられた意見のほか、

施業放棄された森林に税を投入するなら公有林化を

図った上で行うべきとの意見が4件寄せられた。